

報道関係者各位

2021年1月20日

サブリース新法「サブリース業者と所有者との間の 賃貸借契約の適正化に係る措置」への対応について

J.P.RETURNS 株式会社は、2020年12月15日より施行される「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」における、「サブリース業者と所有者との間の賃貸借契約の適正化に係る措置」（以下、サブリース新法）に伴い、説明品質の向上を目的とした対応を、以下の通り実施いたします。また、事業活動における誇大広告や不当勧誘など、サブリース新法に違反する行為、またはその恐れのある行為を通報・相談していただくための「お客様相談室」を設置いたします。

当社は、今後もこれらの対応を通して、健全かつ適正な事業活動を進めてまいります。

●当社の対応について

① 説明品質向上に向けた対応

- ・国土交通省の定めるガイドラインに則した広告物・広報物・WEB開示情報・実務書類の見直し・改訂
- ・特定賃貸借契約締結に伴うリスク説明資料を新たに作成、運用
- ・パンフレットへの『説明品質向上宣言』マークの添付（旧パンフレットの誤用防止）

説明品質 向上宣言

サービス内容を正確に理解していただくための記載を心がけて作成しています。

説明品質 向上宣言

サービス内容を正確に理解していただくための記載を心がけて作成しています。

説明品質 向上宣言

サービス内容を正確に理解していただくための説明を心がけて作成しています。

説明品質 向上宣言

サービス内容を正確に理解していただくための記載を心がけて作成しています。

② サブリース新法理解促進のための社員教育・関連情報共有の強化

- ・勧誘時におけるリスク説明のタイミングやポイントをまとめたガイドラインを策定
- ・営業担当者向け研修、および職種別研修の実施
- ・全社よりサブリース新法に関する疑問・質問を募り、Q&A集・想定問答集を策定

●「サブリース新法 外部通報窓口」の設置について

- 利用対象：・当社に係る勧誘者からサブリースに係る勧誘を受けた
オーナー様とそのご家族様
- ・当社と特定賃貸借契約を締結したオーナー様とそのご家族様

通報方法：・以下、いずれかの窓口をご利用ください

- 1) お問い合わせフォーム
- 2) 専用電話 0120-147-104 お客様相談室宛
受付時間／午前 10:00～午後 22:00
※日・祝日・夏季・年末年始休業日除く
- 3) 郵送
〒100-6906 東京都千代田区丸の内 2-6-1
丸の内パークビルディング 6階
J.P.RETURNS 株式会社【お客様相談室係】

- ・早期の適正な調査・是正措置、およびお客様への報告等に対応するため、お名前・ご連絡先、違反行為発生日時・場所、通報内容をできるだけ、詳細にお伝えください。

<本件に関するお問い合わせ先>

J.P.RETURNS 株式会社 お客様相談室

電話 : 0120-147-104

メール : koho@jpreturns.co.jp